

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号又は第7号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>競争入札に付することが不利と認められるとき、又は時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>公用車両用燃料（ガソリン・軽油）の購入に係る単価契約</p> <p>2 「不利」又は「著しく有利な価格」の説明</p> <p>自動車用燃料については、県庁の公用車用として購入するために、県（出納管理課）において岐阜県石油商業協同組合との間で単価契約（標準単価）が締結されている。そのうちの東濃地域の契約単価（標準単価）を超えない価格で契約できる見込みである。</p> <p>なお、管轄区域が広範囲にわたることから方面別に業者を選定すること。警察活動の特殊性から常時給油可能な体制があり、公署から最寄りの業者を選定することが合理的である。</p>

調達の相手方の住所及び氏名

多治見市本町3丁目101番地1	ヤマカ（株）	取締役社長	加藤 智子
多治見市栄町2丁目70番地	昭洋商事（株）	代表取締役	柴田 錦見
土岐市土岐津町土岐口1741番地1	名古屋シェル石油販売（株）	代表取締役社長	森 康樹
土岐市駄知町1466番地1	（有）加藤鋳油店	代表取締役	加藤 健三
土岐市下石阿庄町4丁目8番地	阿庄石油（株）	代表取締役	西村 健司
瑞浪市寺河戸町1219番地24	東濃石油（株）	代表取締役	中島 功雄

調達（単価契約）物品

品名	規格・形状等	単位呼称	契約単価	うち消費税及び 地方消費税相当額	契約先	備考
ガソリン	89オクタン価以上	ℓ	174.09	15.82	ヤマカ（株）	
	96オクタン価未満		176.09	16.00	昭洋商事（株）以下5者	
軽油	セタン価45以上	ℓ	159.91	13.17	ヤマカ（株）	
			161.91	13.35	昭洋商事（株）以下5者	